

矢作川総合第二期農地防災事業
明治本流（上流部）シールド工事
（第3回変更）

現 場 説 明 事 項

1. 一般事項

1) 見積に関する事項について

(1) この工事の見積は、工事請負変更契約書案、見積依頼書及び現場説明事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積りには、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
- ・郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課事業経理調整係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
- ・電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。
- ・電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに tokai_nyusatu@maff.go.jp宛送信すること。

(2) 本工事の見積に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2) 部分払いについて

（変更なしにつき省略）

3) 工事請負契約書案について

（変更なしにつき省略）

4) その他

（変更なしにつき省略）

2. 特別指示事項

1) 一般事項

(1) (変更なしにつき省略)

(2) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災地域における被災農林漁家の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行うので、受注者は協力すること。

ア) 工事着手時点における雇用見込人数

イ) 月毎の雇用実績人数

(3) (変更なしにつき省略)

(4) 元請、下請関係の適正化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は60日以内とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。

(5) ～ (16) (変更なしにつき省略)

2) 工事概要

特別仕様書（第3回変更）に示すとおり

3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書）

共通仕様書、特別仕様書（第3回変更）に示すとおり

4) 契約に係る事項

別紙のとおり

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは令和6年〇月〇日16時までに書面（FAXも可）をもって東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所工事第一課長あてに提出すること。

なお、質問があった場合は令和6年〇月〇日16時までに書面により回答する。

(別紙)

契 約 に 係 る 事 項

1～4. (変更なしにつき省略)

5. 建設発生土受入地、金属類受入地

特別仕様書第5章4.に示す金属類受入地は、本工事発進基地内及び近隣の資材仮置場を想定している。

6～7. (変更なしにつき省略)

8. シールド工

(1) セグメントの水密試験

(変更なしにつき省略)

(2) ビット交換

1) ビット交換に要する費用は、BN01+90付近、BN04+20付近、BN06+50付近、BN08+70付近、BN012+30付近の計5回を計上する。

なお、BN012+30で使用するビットは到達立坑まで到達できるような材料を検討すること。

2) 薬液注入作業時に使用した注入管については、道路管理者との打ち合わせ結果を踏まえ管材を撤去し空隙部を充填すること。

なお、本作業に要する費用は現在計上していない。

(3) 鋼製セグメント内覆工について

鋼製セグメント内覆工の樹脂パネルの設置に係る費用については計上していないため、施工計画を作成し監督職員と協議するものとする。

9～10. (変更なしにつき省略)

11. (削除)

12. (変更なしにつき省略)

13. 建設発生土受入地について

建設発生土受入地は、特別仕様書に示す受入先を想定しており、搬出場所から19km以下を想定している。

14. 工事の変更について

次に示す作業量について、予算調整につき契約対象外とする。

なお、調整結果により、今後本工事に変更追加することがある。

- ・ シールド工 PCセグメント (PC鋼線部グラウト工) 52リング分
- ・ 同 上 PCセグメント (PC鋼線緊張ボックス部充填工) 1式
- ・ 同 上 シールドマシン内覆工 1式
- ・ 仮設備工 シールド機解体残置 1式
- ・ 同 上 到達開口補強工 1式
- ・ 分流工監査工 1式
- ・ 合流工監査工 1式